

Ⅲ. 問題提起者意見及び所管省庁対処方針（全文）

1 意見を付した案件（1案件）

消費者にとってより判り易いサプリメントに係る情報提供の推進

2 その他の案件（3案件）

- ① 輸入食品等分析試験成績書の料金の軽減
- ② 洗い上げ兎毛及び洗い上げカシミア製毛、洗い上げキャメル製毛の輸入時のくん蒸について
- ③ 税関検査（X線検査）に関して発生する輸入者の負担について

1 意見を付した案件

案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
<p>消費者にとってより判り易いサプリメントに係る情報提供の推進</p> <p>[在日米国商工会議所、在日米国大使館]</p>	<p>国民の約6割が自らの健康維持のためにサプリメント（いわゆる「健康食品」）を摂取している。そうした国民の健康に対する関心の高まりを背景にサプリメント産業は急成長をしている。しかしながら、サプリメントに関する情報は氾濫しており、どの情報を国民が信じて良いのかわからなくなっている。現在、サプリメントに関しては、商品に関する情報提供が出来ない状況である。すなわち、サプリメントの外箱上に情報提供できるのは栄養成分だけで、栄養成分等の生理機能や、安全性に関する情報を消費者が入手することが出来ない状況である。消費者はサプリメントを購入する際に、その場でサプリメントに関する正確な情報について知る必要がある。従って、消費者に対してサプリメントに関する情報提供が十分に出来るシステムを作る必要がある。</p> <p>薬局・販売店、通信販売等でサプリメントを購入する際に、消費者がサプリメントの安全性・有効性に関する公正な情報を容易に入手出来るような枠組みを作る。その情報源としては独立行政法人国立健康・栄養研究所が厚生労働省の協力を得てインターネット上で提供している①健康食品の基礎知識②安全情報・被害関連情報③話題の食品成分の科学情報④「健康食品」の素材情報データベース等を含む情報（名称：「健康食品」の安全性・有効性情報）を、以下のようにさらに有効活用することを提案したい。</p> <p>①上記データベースの内容は、薬局薬剤師、栄養士等、消費者への情報提供を行う方々のためのものであり、消費者には専門的に過ぎる記載内容である。消費者が理解できるよう、わかり易い平易な言葉で簡潔にまとめた内容の、消費者向け情報提供の枠組みを作る。</p> <p>②具体的な情報の内容としては、「健康食品」の安全性・有効性情報から要約した内容でA4版1枚程度の資料を想定しており、個々の業者が作成するが内容の是非については近隣の</p>	<p>現行の制度において、商品の安全性に関する情報を表示することを禁止しているという事実はなく、むしろ過剰摂取等による健康被害が起きる危険性があるものについては、その旨を表示することを求めているところである。個々の商品の安全性・有効性は、製品の品質（利用された素材、製造法など）に依存していることから、その商品の安全性に関する情報については、製造者の責任において、各々の商品に記載すべきであると考えている。</p> <p>①、②について 独立行政法人国立健康・栄養研究所に開設されている、「健康食品」の安全性・有効性データベースの健康食品の素材情報については、広く消費者にも理解されるよう、消費者向けの内容として取りまとめた概要を表示し、専門家向けにはさらに詳細な情報を表示する2段階構成としている。また、話題の食品成分の科学情報として「特定保健用食品」「ビタミン」「ミネラル」「話題の食品・食品成分」について、図等を用い平易に解説するページを設けている。</p> <p>③について 情報提供の場は、現在インターネットに限られているが、パンフレット等を作成し、当該サイトを多くの方々にご利用いただけるよう普及啓発を図っている。また、「健康食品」の利用について正しく情報提供できる身近な助言者の役割が重要であることから、管理栄養士・薬剤師等のアドバイザースタッフの育成・活用に努めているところである。</p> <p>④について 収載成分については、今後とも随時追加する予定である。</p> <p>なお、当該サイトは、安全性・有効性など健康食品等に関する正確で客観的・中立的な情報を一元的に集め、消費者や専門家及び関係機関に提供することを目的としていることから、公益性・中立性を保つため、商用目的の利用は禁止している。</p> <p style="text-align: right;">[厚生労働省]</p>

案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
	<p>保健所の栄養士の方々と相談しながら進める方法、又は業者が案を作成し独立行政法人国立健康・栄養研究所が最終的に校閲する方法等を考えている。</p> <p>③情報の提供方法は、インターネットに限定せず、薬局・販売店、通信販売等で商品購入の際にその場で入手できる方法とする。</p> <p>④現行の収載成分数は相当数に上っているが、さらなる新規成分が追加出来るような運用ガイドラインを作る。</p> <p>(再意見)</p> <p>我々は基本的にサプリメント（いわゆる「健康食品」）に関する機能特性は商品に表示することが消費者にとって望ましいと考えている。今回の問題提起は、消費者への正確な情報提供を担保する最低限の措置として方策を提案するものである。</p> <p>前回要望事項の中で独立行政法人国立健康・栄養研究所の「健康食品」の安全性・有効性情報の「健康食品」の素材情報データベース等（以下「データベース」という。）の活用について具体的な要望を提出したが、それに対する厚生労働省の回答は、データベースは、安全性・有効性など健康食品等に関する正確で客観・中立的な情報を一元的に集め、消費者や専門家及び関係機関に提供することを目的としていることから、公益性・中立性を保つため、商用の目的の利用は禁止しているというものであった。又、情報提供の場としてはインターネットに限られており、パンフレットの作成などを通じてデータベースの普及啓発に努めているほか、アドバイザースタッフなどの育成・活用を行っていくという回答もなされた。</p> <p>商品の安全性や有効性に関しての情報を消費者に提供する上で、上述の活動は評価出来るが、国民の約6割がサプリメントを利用しているという現状からすると充分活用されているとは考えにくく又不十分である。しかしながら</p>	<p>(再対処方針)</p> <p>「健康食品」の安全性・有効性に関する科学的かつ客観的な情報を、消費者に適切に提供することは重要なことであると認識しており、独立行政法人国立健康・栄養研究所のデータベースのみでなく、業界団体等が中立で公正な情報を提供することは望ましいと考えている。</p> <p>業界での取り組みとしては、財団法人日本健康・栄養食品協会（傘下団体：全日本健康自然食品協会、薬業健康食品研究会、健康と食品懇話会、CRN JAPAN、会員数：1,250社、賛助会員・準会員：（社）日本食品衛生協会等）が、他の団体と連携する中で、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 栄養表示基準に従った適切な栄養表示の普及に関する事業 2. 健康補助食品の適切な知識の普及啓発事業及び調査研究に関する事業 3. 「食品保健指導士」養成事業 4. 国内・外の情報及び資料の収集・管理並びに提供に関する事業 <p>等の事業を行い、これらの事業内容等についてはホームページ上で公開されている。このように健康食品についての正しい情報を発信するための業界団体の自主的な取り組みが既に進められており、厚生労働省としては、今後ともこれらの団体等と連携し、消費者が健全な食生活を送るに当たっての食品の選択に資するための情報提供を図ることとしている。</p> <p>一方、「健康食品」の素材情報データ</p>

案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
	<p>ら、客観的・中立的な情報を提供するということの重要性も理解でき、さらに、平成17年2月28日付厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知(「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針について)により、厚生労働省としても「いわゆる健康食品」を摂取する上での注意事項の表示に当たりデータベースの活用を推奨することを明確に示しており、これは我々の要望と同じ方向性であると考えられることなどから、次のような提案をしたい。</p> <p>データベースの目的が広く消費者に理解されるよう、その普及についてサプリメントに関連する業界団体が協力するとともに、個々の企業ではなく業界団体名による情報発信の形態を取り、中立性を確保するよう努めるので、少なくとも消費者がサプリメントを購入する際に食品・食品成分に関する正しい情報を容易に入手するための方策として、データベースを利用した情報提供を許可してほしい。なお、既にデータベースを利用する案に関しては複数の業界団体が賛同の意を示している。</p>	<p>ベースは、安全性・有効性など健康食品等に関する正確で客観的・中立的な情報を一元的に集め、消費者や専門家及び関係機関に提供することを目的としていることから、公益性・中立性を保つため、商用目的の利用は禁止していることをご理解いただきたい。</p> <p>なお、商品の販売と結び付けることは、広告となり薬事法や健康増進法上認められない。しかしながら、平成17年2月28日付厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知(「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針について)により、厚生労働省としても「いわゆる健康食品」を摂取する上での注意事項の表示に当たり事業者の方の当該データベースの活用を推奨しており、今後とも当該データベースの活用を通じて消費者に対する中立・公正な情報を提供することを支援して参りたい。</p>

2 その他の案件

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
①	<p>輸入食品等分析試験成績書の料金の軽減</p> <p>[名古屋商工会議所]</p>	<p>中国、ベトナム等から陶磁器を輸入しているが、輸入食品及び、それに関わる品物に対しては、輸入手続の際に輸入食品等分析試験成績書の取得が義務付けられており、その試験は必要であると思っている。成績書の提出は自主検査の一環として行っており、厚生労働大臣指定の検査機関で取得し、提出している。但し、1件の検査料金は12,000円～15,000円と非常に高額である。</p> <p>例えば、或る検査機関については、厚生労働大臣登録検査機関ではないが、約3分の1の料金で済む。検査内容（亜鉛、カドミウム）は登録検査機関と同一の内容の分析検査であるため、登録検査機関においても低料金は可能であると思われる。</p> <p>輸入食品等分析試験成績書を取得する際の分析試験料金については、同じ検査内容（亜鉛、カドミウム）にも関わらず、厚生労働大臣登録検査機関に於いては登録していない検査機関と比較してどこも高額である。1件の料金が4,000円～5,000円の分析試験料金にして欲しい。</p>	<p>登録検査機関が行ういわゆる自主検査の検査項目ごとの手数料の額は、厚生労働省において料金認可等を行っているものではなく、各登録検査機関が独自に定めているものである。</p> <p>なお、飲食器具については、その材質、使用する着色料及び製法等が同一であるものについては、当初の自主検査成績書の写しで対応しており、また、輸出国政府からの依頼により、日本の登録検査機関と同等もしくはそれ以上の検査能力を有するとして登録された検査機関において実施された検査成績書が添付されている場合、日本の登録検査機関において実施したものと同様の取り扱いを行う事としている。</p> <p style="text-align: right;">[厚生労働省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
②	<p>洗い上げ兎毛及び洗い上げカシミア製毛、洗い上げカシミア製毛、洗い上げキャメル製毛輸入時のくん蒸について</p> <p>[名古屋商工会議所]</p>	<p>家畜伝染病予防法により、洗い上げ兎毛及び洗い上げカシミア製毛、洗い上げキャメル製毛（以下、「洗い上げ兎毛等」）の輸入にあたっては、輸入検査の結果、家畜伝染病の病原体に汚染しているおそれがある場合には、消毒（くん蒸）することが求められている。</p> <p>動物検疫所中部空港支所においては、洗い上げ兎毛等を「Combed Top」として輸入する際はくん蒸不要との扱いがなされるが、同一品質の洗い上げ兎毛等を「Combed Top」の加工処理をしない状態で輸入する場合はくん蒸が求められる。「Combed Top」の加工工程には除滅菌効果がないにも関わらず対応が異なるのは不合理であり、「Combed Top」の加工処理の有無に関わらずくん蒸不要としてほしい。</p> <p>また、洗い上げ兎毛については、平成 13 年度の問題提起プロセスにおいて決定された対処方針が行われておらず、状況が改善されていないが、対処方針に沿った対応をしてほしい。</p> <p>さらに、四日市港及び中部国際空港にはくん蒸業者が 1 社しかなく、くん蒸価格の競争がないので、他のくん蒸業者の参入促進を図りたい。</p>	<p>洗い上げ兎毛については、平成 13 年度に回答したとおり「トリクロロエチレンによる 7 分間の洗浄が行われたことが輸出検査証明書等により確認できるもの」については、くん蒸消毒の必要のないものとして取り扱っており、動物検疫所中部空港支所管内において、この洗浄工程が確認された洗い上げ兎毛をくん蒸消毒した事例はない。</p> <p>洗い上げカシミア製毛及び洗い上げキャメル製毛については、「Combed Top」の工程の有無でくん蒸の要否を決めているものではない。今後輸入の予定がある場合は、輸入に先立って最寄りの動物検疫所に関係書類等持参の上、確認いただきたい。</p> <p>動物検疫におけるくん蒸消毒については、動物検疫所で主催する輸入畜産物消毒講習受講者であれば動物検疫所職員（家畜防疫官）の指示に従い消毒を実施することは可能であり、特定の業者に限定しているものではない。</p> <p style="text-align: right;">[農林水産省]</p> <p>（現在の検討状況） 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
③	<p>税関検査（X線検査）に係り発生する輸入者の負担について</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>農産物をコンテナにて輸入しようとしたところ、2本がX線検査の対象となり（神戸港）、内1本について影が見えるとのことで、半量の貨物を取り出して調べることとなった。</p> <p>これらの作業のうち、コンテナ2本のX線検査場への移送及び貨物の取り出し・戻し入れは、通関業者から港湾運送事業者へ委託して行われたものであるが、10万余の検査費用が請求された。</p> <p>また、コンテナヤードでは、通常12日間のフリータイムが認められ、この期間中に顧客との間でコンテナの引き取り日を調整することになる。しかしながら、検査のためにコンテナをヤードから出してしまうと、通常の搬出と同じ扱いとなり、フリータイムは消失してしまう。このため通常は、税関検査後すぐに顧客に引き取ってもらうことになるが、顧客に無理にお願いをせざるを得なくなるなど、不都合が生じることがある。</p> <p>なお、X線検査は当然必要な検査であることは十分理解しているが、それによって予定外の大きな負担が生ずることがないように努めていただきたい。具体的には以下を要望する。</p> <p>○港湾運送事業に関する規制緩和措置の効果の監視と競争の確保</p> <p>政府におかれては、港湾運送事業への市場原理導入につき、平成12年に主要港について規制緩和（料金認可制から届出制への移行）を行うなど、これまでも取り組んでこられたと承知している。こうした規制緩和措置の効果について引き続き監視を行い、競争の確保に努められたい。</p>	<p>港湾運送事業の規制緩和については、平成12年に主要9港において先行的に規制緩和措置を実施したところであるが、今般「港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成17年法律第45号）」による港湾運送事業関係の一部改正法の施行（平成18年5月までに施行予定）により、主要9港以外の港湾においても規制緩和措置が実施される。今後とも、監査等を通して、事後チェック体制の強化に取り組んでいく所存。</p> <p style="text-align: right;">[国土交通省]</p> <p>（現在の検討状況） 問題提起者は当面この対象方針で了解。</p>